

広島県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年十月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道帝釈峡井 関線	神石郡神石高原町小島二二五五番二地先から 神石郡神石高原町小島一四〇五番二地先まで	平成二十五年九月二十四日